

第10回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和6年4月10日(水)

午前8時56分～午前10時30分

2.場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第10回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年4月10日(水) 午前8時56分～午前10時30分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 4月の農業相談委員

6番	加藤	陽一郎	委員
8番	一田	孝雄	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●)

② 農地法第4条の規定による許可申請について

(●●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について (株式会社 ●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農地パトロールについて
- ② 第4四半期の報酬について
- ③ 農業委員会通信について
- ④ 視察研修について
- ⑤ 農業新聞年間購読料について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 5 6 分

議長 おはようございます。本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第10回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は6番加藤陽一郎委員、8番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係2件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が上別府にお住まいの●●●氏、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●氏です。
申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字鶴崎4256番1、地目は田、面積が195㎡です。
農地区域が農振地域外で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は86,877㎡で、農業に従事しているため特段問題はないものと思われま

続きまして議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。
申請人が北九州市にお住まいの●●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字上別府字八久保1438番と1452番の2筆で、地目はそれぞれ田と畑、面積は合わせて556㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。
申請理由は自己住宅の建築となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認しております。
営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除措置は特にありません。

8 ページが現況平面図です。北側と南側に宅地が隣接しており、東側に山林、西側は道路と面しています。

9 ページが土地利用計画図および縦横断図です。南側に家と駐車場を配置し、北側を家庭菜園とする計画です。右上の縦横断図をご覧ください。盛土切土はなく、現状のまま利用する計画となっております。また北側および南側の宅地との境界には既存のコンクリートブロックが設置されています。

10 ページが排水計画図です。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は自然流下および溜桝を通じて道路側の側溝へ流します。

11 ページが建物の平面図および立面図です。

12 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行ない了承を得ています。

続きまして議案書の13ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が広渡にお住まいの●●●●氏、譲渡人が広渡にお住まいの●●●●氏です。

申請地が15ページの字図にありますように大字広渡字丸樋2131番で、地目は田、面積は417㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は資材置場となっております。譲受人は個人事業として家族で土木建設業を行っており、今回の申請は事業所の隣の農地を資材置場として転用するものとなります。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの条件承諾となっております。

16ページが水利関係承諾書となります。承諾の条件は「L型擁壁前面に畦畔を設置すること。造成の排水計画を明記すること」となっております。

17ページが事業計画書です。申請者の事業目的は資材置き場で、申請理由は事業拡張のため現在地が手狭となったためです。施工計画は令和6年5月から着工し、令和6年7月に供用開始となる見込みです。

18ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「隣接する農地との境界にL字擁壁を設けること」となっております。

19ページが現況平面図です。北側に農地が隣接しており、南側は農道と接しています。また、東側には宅地及び譲受人の事業所が接しており、それぞれ境界に既存のコンクリートブロックがあります。

20ページが土地利用・排水計画図です。事業所側に2tトラック1台とバックホーを置くスペースを設け、農地側に資材を置くスペースを設ける計画です。また、農地との境界にL字擁壁を設置し、畦畔を形成します。雨水・排水は自然流下となっております。

21ページが縦横断図です。切土・盛土はなく全体を平らに整え、農地側にL字擁壁を設けその前面に畦畔を形成、また農道側に法面を形成する計画です。

22ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして23ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が岡垣町に事業所を置く株式会社●●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏です。

申請地が25ページの字図にありますように大字木守字芝原556番と557番の2筆で、地目はそれぞれ田、面積は合わせて985㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は宅地分譲（4区画）となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっ

ております。

26 ページが事業計画書です。施工計画は令和6年6月から着工し、令和7年2月に供用開始となる見込みです。

給水計画は公共上水道となっております。

27 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「東側、南側、西側においてブロック擁壁を設置予定」となっております。

28 ページが現況平面図です。西側には宅地と道路、東と南側には農地が隣接しており、北側は道路に面しています。

29 ページが土地利用計画図です。北側の道路から共有道路を伸ばし、四隅に1区画ずつ計4区画作る計画です。また、道路と面している北側を除き東・南・西側は境界にコンクリートブロック擁壁を設置します。

30 ページが給排水計画図です。北側の道路にある給水管および下水管を申請地前まで伸ばす工事を行い、その管から給排水の管を引き込む計画です。また、雨水は集水柵を通して側溝へ排水します。

31 ページが造成計画図です。全体に盛土を行う計画です。

32 ページが縦横断図です。北の道路側は道路とフラットになるように盛土を行います。東・南・西側はコンクリートブロック擁壁で土留工事を行う計画です。

33 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 7 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 0 9 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いいたします。

農業委員 (6番) 特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく願
いいたします。

推進委員 (6番) 見ていただいた通り、本人も農業に意欲を持っており、特に
問題はないと思われまますのでご審議よろしく願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願い
いたします。

農業委員 (2番) 特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく願
いいたします。

推進委員 (2番) 特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の原田利春委員および矢野英昭委員から報告をお願いします。

農業委員 (5番) 特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしく願
いいたします。

推進委員 (5番) 現地を見ていただいた通り問題はないと思われまますのでご審
議のほどよろしく願
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。
それでは地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 (3番) 3月15日に説明を受けまして、南側の圃場に水張りをすると聞いておりましたので、きっちりするようにお願いしておりました。特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員 (3番) 本案件は4区画の宅地分譲です。特に問題はないと思われまますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の34ページから37ページをお開きください。付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全62筆、合計77,706㎡です。
新規契約や耕作者の変更による利用集積計画となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の38ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および農地転用に伴う解約が15筆、計21,178㎡となっております。借受人が●●氏の分につきましては、法人化による移行のため、法人の名前で新規契約しますので一旦解約ということで今回載っております。借受人が●●氏の3筆につきましては、耕作者が変更になります。表の一番下の2筆が今回の付議案件④の5条申請に伴う解約です。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農地パトロールについて説明。
②第4四半期分の報酬について説明。
③農業委員会通信について説明。
④視察研修について説明。

- ⑤ 農業新聞年間購読料について説明。
- ⑥ 農業委員会活動記録セットについて説明。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

 【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第10回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 3 0 分